

後期高齢者医療制度に関する緊急要望

昨年12月1日に政府・与党医療改革協議会がとりまとめた「医療制度改革大綱」において、75歳以上の後期高齢者の医療制度については、平成20年度に独立した医療制度を創設し、その運営は、「都道府県単位で全市町村が加入する広域連合」が行うこととされている。

現在、関連法案を通常国会に提出すべく、検討作業が進められているが、今後の超高齢社会に向けて持続可能な医療保険制度体系を確立し、国民の医療に対する安心・信頼を確保するためには、後期高齢者医療制度の円滑な運営が不可欠である。

よって、後期高齢者医療制度の創設に当たっては、下記事項を法律に明記されるよう、強く要望する。

記

1. 制度の安定的な運営を確保するため、国及び都道府県の財政責任を明確に規定すること。
2. 広域連合の設立に当たっては、都道府県が主体的な役割を担うなど、円滑に行うことができるよう規定すること。
3. 広域連合の運営に当たっては、構成する市町村議会の意見等が的確に反映されるような仕組みとすること。

平成18年1月18日

全国市議会議長会

会 長 国 松 誠

(藤沢市議会議長)

全国市議会議長会社会文教委員会

委員長 馬 殿 敏 男

(宝塚市議会議長)